

65歳になられた方へ、介護保険料の算定方法と納付方法が変わります。

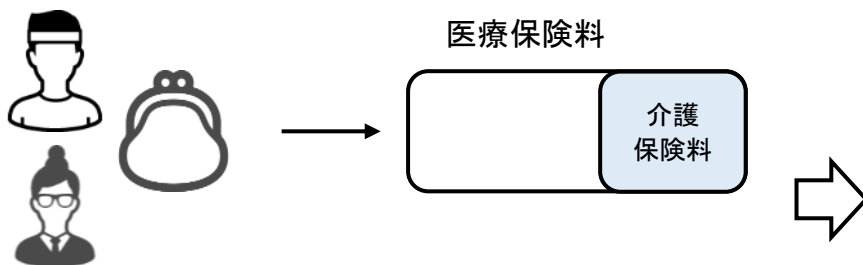
(65歳になられてから おおむね半年～1年間は、納付書(又は口座振替)で介護保険料を納付してください。)

65歳からの介護保険料

介護保険は老後の安心をみんなで支え合う制度です。

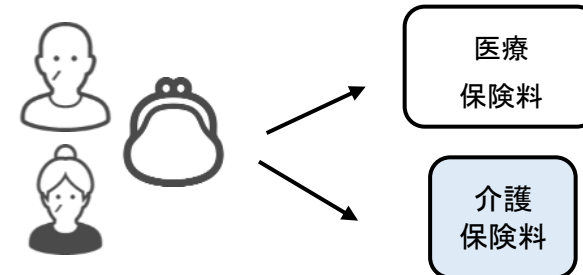
国や県、市が負担する公費と、みなさん一人ひとりが納める介護保険料を財源として運営されています。

40～64歳の方



加入している医療保険の算定方式を基準として、医療保険料と一括して納めていただきます。

65歳以上の方(65歳誕生日前日のある月から)



医療保険と分けて納めるようになります。
介護保険料の基準額をもとに納付額が算定されます。
(詳細は3・4ページ)

介護保険料は、サービスの利用有無に関わらず、皆さんに納めていただきます。

夫婦どちらかがもう一方の扶養になっていても、それぞれが介護保険料を納める必要があります。

介護保険料が支払われてない場合、改めてお知らせを行います。その後も未納が続いてしまうと財産の差押えなどの措置を行う場合があります。

また、介護サービスを利用する際にも、支払のない期間に応じて利用や給付の制限がかかるため、いざという時の負担が大きくなってしまいます(詳細は右図)。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用するためにも、納付をお願いいたします。

1年以上滞納すると.....

サービスを利用するときに、一旦費用の全額を自己負担しなければなりません。

その後申請をすることで保険給付費が支給されます。

1年6ヶ月以上滞納すると.....

介護サービス費用を一旦全額自己負担し、保険給付分の一部または全部が差止めとなります。

さらに滞納が続くと、差止められた保険給付分が滞納保険料の解消に充てられます。

2年以上滞納すると.....

保険料の未納期間に応じて、費用の自己負担が3割または4割に上げられます。また、高額介護サービス費払い戻しや負担軽減措置等が受けられなくなります。

※過去に時効となった保険料の有無によって決定します。時効となった保険料は、後から納めることができないため、給付減額期間中に時効となった保険料を支払い、利用料の負担割合を戻すということは出来ません。